

南九監第790号
令和3年11月10日

南九州市長 塗木 弘幸 殿
南九州市公営企業管理者 塗木 弘幸 殿
南九州市議会議長 加治佐 民生 殿
南九州市選挙管理委員会委員長 門園 博徳 殿
南九州市教育委員会教育長 有馬 勉 殿

南九州市監査委員 有 水 秀 男
南九州市監査委員 日 置 友 幸

令和3年度定期監査の結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

1 監査の基準

この監査は、南九州市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

3 監査の対象

予算執行状況調書作成日現在の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査を行った。

5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ監査対象の部署から事前に資料の提出を求め、これらを基に関係書類及び帳票等を試査により書類審査を実施した。審査の進行に伴い、財務に関する事務の執行等について所管課長等から説明を受けるとともに、必要に応じて関係職員への質問を行い、地方自治法第 2 条第 14 項（事務処理の能率性）及び同条第 15 項（組織及び運営の合理化）で規定される趣旨に従ってなされているかに主眼を置き監査した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員室、知覧庁舎の事務室、知覧平和公園内維持班詰所、知覧維持班詰所、茶業課の事務室、松山地区公民館、知覧地区公民館

(2) 実施日程

令和 3 年 10 月 5 日	選挙管理委員会事務局，商工観光課，都市計画課
令和 3 年 10 月 6 日	知覧特攻平和会館，世界の記憶推進室，財政課，文化財課，防災安全課，学校給食センター
令和 3 年 10 月 8 日	総務課，まちづくり推進課，企画課，ふるさと振興室
令和 3 年 10 月 11 日	水道課，建築住宅課，茶業課，建設課
令和 3 年 10 月 12 日	監査委員事務局，議会事務局，会計課，新庁舎建設推進課
令和 3 年 10 月 13 日	備品実査

7 監査の結果及び意見

事務事業の執行状況、管理運営に係る事業及び収入支出事務並びに備品は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、下記の事項については、内容を十分把握して、それぞれ必要な改善措置を講ずるよう要望する。

記

(1) 全般的事項

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、執行できなかった事業が見受けられたことはいたしかたないことであるが、可能な事業から随時減額補正をしていただききたい。
- ② 新たに購入した備品については、備品シールが貼付されていないケースがあった。備品シールが会計課から各課等に届きしだい、遅滞なく貼付していただきたい。備品によっては、備品シールが貼付しにくいものもあるが、これらについては番号のみを油性ペンで記載するなど、備品番号が確認できる状態にしていただきたい。
- ③ 外郭団体等の預金通帳と印の保管については、厳重な管理が必要である。そのため、預金通帳と印は別々の者が保管するようになっている。また、主管課長が預金通帳と出納状況を毎月確認するようになっている。これらは、内部監査チェックシートの No. 23 と No. 24 に記載があり、過去においてはほぼ全ての主管課で適正に管理されているとの報告が市長宛になされている。

しかしながら、監査の結果、内部監査チェックシートの No. 23 と No. 24 に係る項目につき、適正に管理されている課もあったが、そのように管理されていない課もあった。このことについては、平成 28 年度及び令和 2 年度の定期監査で同様の指摘がなされている。

今後、預金通帳と印の取扱いについては、内部監査チェックシートの No. 23 と No. 24 に基づき、適正に実施していただきたい。

※内部監査チェックシート

No. 23 : 「金庫内の保管物のリストは整備されているか。また、預金通帳と印は個人の職員が保有せず、複数で管理しているか。」

No. 24 : 「所管する外郭団体等のすべての預金残高について、原則毎月、通帳と現金保管簿（任意の様式）による主管課長の確認がなされているか。」

- ④ 事務事業や備品購入などについては、年度当初より実施することで効果の最大化が図られるが、未だに実施されていない事業が見受けられた。早期の予算執行に努

めて頂きたい。

(2) 個別的事項

【茶業課，農政課】

- ① 地方自治法第 225 条で，普通地方公共団体は，同法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができるとなっている。

本条により公共的団体等が庁舎等の使用をする場合は，南九州市公有財産管理規則により行政財産の使用許可の手続きを経て使用料を納付することになっているが，知覧農業振興センターの建物を使用している南九州市茶業振興会については，使用許可のないまま使用していることが判明した。早急に行政財産使用許可申請手続きをさせるなど所要の措置を講じられたい。